

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを5月25日付けで更新しました。

～編集者より～

5月の連休シーズンを過ぎ、東日本大震災や福島原発事故の情報も詳細な情報が入るようになってきている。日本政府は「国難」だと認識しつつ様々な復興策を打ち出している。震災当時から疑問に思っていることは、「日本特許制度は、震災に対してどう機能したのか。また機能すべきだったのか。」である。

どこの国でも同様なのだが、特許制度には国の安全保障上の強制実施権制度が設けられており、日本では裁定実施権なる強制実施権が規定されている。この国難に、強制実施権は利用されないのだろうか。また、どのように利用すれば、このような国難に役に立つのであろうか。この点が未だに頭の中をぐるぐると巡っている。要は絶対に「国難において役に立たない特許制度」であってはならないということである。もっと強制実施権を発動できる柔軟な権限態勢。地域や技術を限定した制限のある実施権なども検討する必要があるのではなかろうか。復興施策をみると、全く特許制度なるものは無視されているような気がしてならない。

米国から放射線計測ロボット、無線飛行ロボット、フランスから放射線物質除去システムなどなど、

恐らく特許権に拘る技術がどんどんと現場に持ち込まれてきた。この時に、本当に強制実施権なるものを議論しておく必要があったのではなかろうか。また、政府は何らかの決断をこの時に行っているのかどうか。ほとんど無視される特許制度・・・私が一番危惧しているのは、一般社会から乖離した隔絶した制度運用である。単なる楽屋受けの特許制度運用だけは止めてほしいものである。

少なくとも災害防止技術とか災害処理技術などの特定の分野の技術を、ピックアップして特別に管理する制度運用が必要なのではなかろうか。特許分野だけとは限らないが運用をすぐに行える態勢というのを検討する必要があるのではないか。

この論稿を書いていたら、5月23日付けの日経新聞に金沢工業大学の杉光一成教授が、「知財生かしテーマパークを」と題し、持論を披露されていた。その中に、「電力不足解消のため企業が新エネルギーを開発する際に、外国の企業から高い特許利用料を要求され、障害になるときがある。その場合、政府は特許法が定める「公共の利益のための特許の特別利用」を認めるべきだ。国民生活に直接関連する分野で特に必要なら、他者の特許を柔軟に利用できるよう政府が認める制度だが使われてこなかった。今こそ使う時だ。」当に大いに賛成する次第である。何故もって簡単に強制実施権を使える体制や手続きを整備していないのか。本当に腹立たしい限りである。将来の世代に禍根を残さないためにも是非震災の復興策とともに同時に整備しておいてほしいものである。

話を特許情報の話に移したい。最近大急ぎでベトナムとインドネシアを見て廻ってきた。やはりどの国も特許情報システムに関する問題を抱えている様子である。タイも含めてアップデートが非常に遅れているのが目立ってきている。このままの状態だと何のために日本政府の予算をつぎ込んで作られてきたのか分からない事態となってきている。少し箇条書きにして整理してみたい。

- ① インドネシア政府は 今年5月13日より IPDL(電子図書館)の利用サービスを停止している。アップデートされている最新データは2007年であり、その時点でシステムエラーが発生しアップデートが中断されている。今回、政府は、これ以上サービスを続けると利用者に対し過去の情報(商標の譲渡情報など)が流れミスリードされる可能性があるので、サービス停止に踏み切ったものである。
- ② ベトナム政府の IPDL の最新データは2010年10月であり、それ以来データ更新されていない。公式には毎月更新と発表しているが、現実には全く違っている。
- ③ タイ政府の IPDL は、最新データは2010年9月であり、独自で行っているシステム改造が原因と見られている。

以上が簡単にそれぞれの政府の状況を述べてみた。この中でインドネシアの問題は、明らかにシステム改造時の障害である。ベトナムの問題は、恐らく意図的にデータ更新時期をずらしているのではないかとされている。それぞれの国が新興国と言われ、そして今後発展を期待されている国々の知的財産情報システムの現状は実に寒いものを感じる次第である。日本政府が入り込んでシステム構築を行ってきただけに、日本国民の税金が無駄になってきていないかが実に気にかかる。

～シンガポールはスペシャル 301 条の監視対象国とならず～

日曜に発表された米国通商代表部によるスペシャル 301 条レポートにおいて、シンガポールは監視対象国には挙げられなかった。今回のレポートでシンガポールについては、他の数カ国と共に模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA) の形での「協力的な」役割について一度だけ触れられていた。シンガポールが最後に優先監視国となったのは 23 年目のことで、これは 1995 年から 2000 年までの 6 年間継続された。一方で米国の The International Intellectual Property Alliance (IIPA) は、過去 2 年間シンガポールを監視国にしようというロビー活動を行ってきた。IIPA は米国通商代表部が監視対象国の選定について事前に協議を行う主要利害関係団体の一つである。今年の米国通商代表部による行動に先駆け、IIPA ではシンガポールの IP の「不足」について、8 ページに渡る報告書を発表していた。この報告書では、近年では最も強い言い回しで、シンガポールの「オンライン著作権侵害の蔓延」、知的財産犯罪に対する「完全な抑止力を保証する罰則の不足」について、及び「不適当な」政府の IP エンフォースメントを攻撃していた。

(2011 年 5 月 4 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールにおける海賊版ソフトの割合は 34%と 2009 年より 1 ポイント減少～

昨日 BSA が発表した第 8 回世界 PC ソフトウェア違法コピー調査によれば、シンガポールにおける海賊版ソフトの割合は 34%と 2009 年より 1 ポイント減少していたが、海賊版によるオリジナルソフトの売上減少は 2 億 3,300 万 US\$とコンピュータ販売の増加に合わせて再上昇した。シンガポールにおけるコンピュータの売上台数は昨年 133 万台と、2009 年の 128 万台から増加している。

(2011 年 5 月 13 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ税関が知的財産侵害品などの押収を発表～

タイ税関は、以下の違法商品を押収したと発表した。

2011 年 4 月 27 日、プラチュアップキーリーカン県にて、Jack Daniels、Famous Grouse、Glenfiddich、Jonny Walker Red Label、Mouton Cadet、Penfolds Bin2 といった外国ブランドのリキュールとワイン 1,008 本、94 万パーツ相当を押収。商品はピックアップトラックに積載され、乾燥ココナツで覆われて隠されていた。

2011 年 4 月 29 日、RJ183 便にてタイに空輸されようとしていた商標偽造又は模倣被服 2,014 点、100 万パーツ相当を押収。

2011 年 4 月 29 日、バンコク港にて、タイに輸入されようとしていた冷凍された牛の胆嚢 15 キロ入り 90 カートンと 20 キロ入り 795 カートン、計 200 万パーツ相当を押収。動物の内臓(胆嚢)は本来 30%の関税が課税され、家畜局の許可を得なければならないが、今回税率 5%の冷凍鮮魚として表示されていた。

上記ケースは、関税を支払っていない、禁制品・規制品である、又は税関を正しく通過していないといった理由で規則に違反している。

(2011 年 5 月 2 日、タイ関税局ウェブサイト掲載記事)

～タイが今年度も米国スペシャル 301 条の優先監視国に据え置かれる～

米国通商代表部によるスペシャル 301 条の年次報告書が発表され、タイは今年も優先監視国に

据え置かれることになった。タイが優先監視国に指定されるのは 4 年連続で、映画館における録画機の利用を取り締まる法律が未制定であること、並びにデジタルメディア及びインターネットへの海賊行為及び模倣行為の高い割合が原因となっている。タイ政府は知的財産権保護を改善する試みを多数行ってきたと主張しており、この結果に落胆している。優先監視リストでの地位が悪いと、タイは米国から税金の優遇措置を受けるのが難しくなる。知的財産局では米国通商代表部に対し、今回の決定に対する意見の相違と失意を伝え、過去 2 年間に行ってきた多数の IPR 保護政策について説明する文書を送る予定である。タイでは昨年 4,851 件の IPR 侵害事件が提訴されている。今年度はタイの他、中国、ロシア、アルジェリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、インド、インドネシア、イスラエル、パキスタン、及びベネズエラの計 12 カ国が優先監視国に指定されている。報告書ではメキシコ、フィリピン、ロシア及びスペインにおける重要な IPR 法制定等「重要な前進例」を認定しつつも、優先監視国やその下の監視国から除外された国はなく、唯一イスラエルだけが、優先監視国から監視国へダウングレードした。今回監視国となっているのは、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシャ、ガテマラ、イタリア、ジャマイカ、クウェート、レバノン、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ルーマニア、スペイン、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びベトナムの 29 カ国である。

(2011 年 5 月 4 日、タイネーション)

～タイに Unilever が地域展開センター(RDC)を開設予定～

コンシューマプロダクトの複合企業である Unilever は、今年 7 月タイに 6 億パーツをかけて地域展開センター(RDC)を開設する予定である。このセンターは 250 件の新規雇用を生み出し、同社が世界に 6 箇所持つ研究開発センターで発見及びデザインされた製品の展開を行う。Unilever のチーフ研究開発担当者である Genevieve Berger 氏はタイと東南アジアは同社にとって大変重要なマーケットであることから、最も重要なのは、タイに世界の技術を持ち込むことであるとし、タイは地域のゲートウェイであり、同社が持ち込む技術は最終的に地域全体に広がるだろうと話している。タイのセンターで開発される製品は洗剤、ヘアケア用品、スキンローション、ボディーソープ、更にはアイスクリームに及ぶと同氏は述べている。タイの RDC は東南アジア、オーストラリア、ニュージーランドを供給先とし、アジアのもう一つの RDC である上海センターは中国、日本及び韓国といった北アジアを供給先とすることになる。Berger 氏はまた、Unilever では節水のためのすすぎ 1 回の洗濯用洗剤や食品分野では調理の簡易化、このほか増え続ける美容への関心の研究を重要視していると話している。

(2011 年 5 月 9 日、バンコクポスト)

～タイの種子生産者と取引者が 37 種の野菜と農作物の種子について基準を設置することに合意～

タイの種子生産者と取引者は、購入者が質の高い品物を入手できるよう、37 種の野菜と農作物の種子について基準を設置することに合意した。この動きは 72 億パーツ規模の種子・農作物産業を保護し、将来的にはタイをアジアの種子生産を率いるベースとすることを目的としている。タイ種苗貿易協会(THASTA)は種子を長期間ディスプレイすると、発芽と生産力を抑制する可能性があると話す。野菜や農作物の種子の保存期間は多様であるが、そのほとんどが 12 から 18 ヶ月であ

る。貯蔵所の状態がより涼しければ、保存期間は3から6ヶ月延びる。保存期間は気温と湿度の高いタイの気候に応じて調整され、協会が認定したクオリティショップ 400 店舗以上に適用される予定である。37 種類の種子は農務局の品質管理リストに掲載されており、内訳は野菜の種子 28 種と農作物 9 種で、とうもろこし、ソルガム、米、きゅうり、トマト、ブロッコリー及び唐辛子などが含まれる。農務局では種子に 95%の純度を求めており、これは不純物の割合が 5%以下であることを示す。この他発芽率も同じく95%と定めている。37の種子の昨年の売上のうち31億バーツが輸出によるものだった。THASTA では農作物と食料品の価格上昇により今年は 15%の上昇を見込んでいる。タイの野菜種子、特にトウモロコシ、唐辛子、きゅうりなどの熱帯の作物の輸出はアジア太平洋地域で最大で、世界でも第12位である。

(2011年5月9日、バンコクポスト)

～タイで Energy Conservation Fund (ECF) が NIA を通じてバイオエネルギー開発推進への資金協力～

バイオエネルギー開発推進策として、タイでは Energy Conservation Fund (ECF) が National Innovation Agency (NIA) を通じて4つのプロジェクトへの資金協力を行う。各補助金はプロジェクト一件における投資額の40から50%に相当し、合計額は2,600万バーツとなる。これらのプロジェクトは Bright Energy Co、Kon Pun Fai Co、KB One Co 及び Salak Petch Renewable Energy Co によって行われる。NIA はガス化技術に関する4つのプロジェクトをパイロットプロジェクトとして利用することを目指している。ECF では来年は1億4,000万バーツの補助金を与え、ガス化技術のバイオマスだけでなく、セルロースからのバイオ燃料や廃棄物からのエネルギーについても支援を行う計画である。NIA の Supachai Lorlowhakarn ダイレクターは、タイを地域のバイオ・再生可能エネルギーセンターにしたいと話している。NIA では今後、タイ全国の再生可能エネルギーオペレーターにミャンマー、カンボジア、ラオス及びベトナムへの投資を促す予定である。NIA の2011年度予算5億バーツは主にバイオプラスチックとイノベーション事業に割り当てられている。タイ工業連盟 (FTI) 再生エネルギー産業部会の Phichai Tinsuntisook 名誉会長は、政府が7月にLPGの価格を値上げすることの影響を受けそうなセラミックやガラス生産者に、バイオマスやバイオガスをもっと利用するよう説得する準備をしていると話した。政府は7月から事業者向けのLPGの価格を浮動価格とすることに尽力しているが、輸送及び一般家庭向けの価格には上限を設ける予定である。FTI ではまたこれらのメーカーや農業ビジネス生産者に各社の近くでバイオマスとバイオガス事業に投資させたい考えである。タイでは毎年590万トンのLPGを消費しており、このうち13%が事業者、40%が一般家庭、12%が輸送セクター、残りを石油精製セクターが占めている。国内生産は300万トンほどで残りは輸入されている。

(2011年5月9日、バンコクポスト)

～知的財産局がクリエイティブエコノミーモデル都市10都市を発表～

知的財産局はクリエイティブエコノミーモデル都市10都市とその成果を発表し、記念の盾を授与した。審査は73県108都市から行われた。知的財産局では選抜された都市が各地域において付加価値と収入を作り出しタイ全体の経済と商業を強化するための、国民の良い見本となることを期待している。(2011年5月12日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局及びタイ知的財産協会により IP トーク「重複権利に関する比較分析」開催～
2011 年 5 月 6 日知的財産局において、知的財産局及びタイ知的財産協会の主催により、パッチマー タナサンティ知的財産局長が議長となり、IP トーク「重複権利に関する比較分析 -Overlapping IP : Trademark, Patent Copyright or Design ? A comparative analysis」が開催された。
(2011 年 5 月 12 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局と Queen Sirikit Department of Sericulture が知的財産分野の業務実施協力についての MOU を締結～

2011 年 5 月 3 日、パッチマー タナサンティ知的財産局長は知的財産局創立 19 周年に合わせて、同局が Queen Sirikit Department of Sericulture と知的財産分野の業務実施協力についての MOU を締結したことを発表した。これと同時に知的財産のビジネスにおける利用で成果を挙げた事業者に贈られる 2011 年 IP Champion の発表も行われた。

(2011 年 5 月 12 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイで ASEAN 事務局及び USPTO の協力により商標及び意匠に関するワークショップ開催～

2011 年 5 月 10 日から 12 日までバンコクのインターコンチネンタルホテルにおいて、ASEAN 事務局及び USPTO の協力を得て、商標権及び意匠権に関するワークショップ「ASENZN -USPTO WORKSHOP ON PROTECTION OF PRODUCT DESIGNS AND BRANDING」が開催され、パッチマー タナサンティ知的財産局長が開会の議長を務めた。

(2011 年 5 月 12 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局が商標の分類／指定商品・役務審査手引きを販売～

知的財産局では、1991 年商標法 2000 年改正第二版に基づく商標の分類／指定商品・役務審査手引きを作成しました。この手引きは 2011 年 6 月 1 日以降、知的財産局 3 階福利担当 TEL: 02-5474635 にて一冊 200 パーツで販売します。

(2011 年 5 月 12 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイにおけるソフトウェア著作権侵害の割合は 73%と 4 期連続減少～

Business Software Alliance によると、タイにおけるソフトウェア著作権侵害の割合は昨年 2 ポイント下がって 73%となり、エンフォースメントの改善により 4 期連続の減少となっている。しかし、コンピュータにインストールされているライセンスのないソフトウェアの商業的価値は、コンピュータ使用の増加により推定で 2009 年の 6 億 9,400 万パーツから 7 億 7,700 万パーツに増加している。この他 BSA によれば、ソーシャルネットワークやブロードバンドユーザーの急増がインターネット著作権侵害の新しいウェーブを推し進めているということである。タイの PC ソフト著作権侵害の割合は 5 年前の 80%から昨年は 73%と 7 ポイント減少しているが、これは香港の 8 ポイントに次いで 2 番目に高い値である。アジア太平洋地域の PC ソフト著作権侵害の割合は 2009 年の 59%から今年 60%に上昇しており、世界全体が 1 ポイント減らして 42%としているのと逆となっている。海賊版ソフトの商業的価値から見るとタイは世界第 15 位で、トップ 5 は米国、中国、ロシア、インド及びブラジルとなっている。

(2011 年 5 月 13 日、バンコクポスト)

～タイの著作権侵害を評価した米国通商代表部及び BSA の報告書は役に立たない～

米国通商代表部によるスペシャル 301 条の年次報告書と BSA による著作権侵害に関する報告書は、センセーショナルであったことから新聞の見出しを飾った。しかし残念ながらこれらの報告書は役に立たない。これらの報告書では知的財産権を囲む問題について適切に報告もされていないし、現実的又は役立つ解決も提案されていない。例えば米国通商代表部の報告書は絶えず批判を変化させ、ゴールポストをシフトしている。ほんの数年前、タイは政府機関で使用されているコピーソフトの数について強く批判されていたが、今年の報告書におけるタイに対する主な批判は映画館でのスマートフォンによる録画行為を禁止する法律を通過させていないという点であった。米国政府が何によってこれを決定しているのかは明らかである。ハリウッドの映画配給者らはインターネットにおける録画コピーを発見し米国政府に苦情を申し立て、業界の希望をうやうやしく国の政策にしている。米国通商代表部による報告書より更に屈辱的なのが、これに続いて BSA が発表した報告書の嘘である。BSA によれば単独でソフトウェア著作権侵害行為の規模が最も大きいのは米国であり、この数字はタイについて言われている 7 億 7,700 万 US\$ の 12 倍に及ぶ。米国通商代表部はもちろん米国における侵害問題についてはいかなる問題も、もちろん世界最大規模であるということも全くカウントしていない。更に米国はカナダを、履歴はクリーンであるが防衛がされていないという理由で優先監視国として指定している。米国の見方では、IP 侵害に取り組む唯一の方法はより多くの懲役刑を伴うより多くの法律を制定することだということになる。ある店がコピーソフトを販売すれば店を閉めることになるが、独房を埋めることは解決策とはなりがたい。業界団体は偏見に満ちた報告書に多額の予算を費やすより、消費者や企業が正規品を購入するよう奨励するキャンペーンを実施すべきである。ソフトウェア産業の利益は明らかである、BSA も認めている。BSA には、つまらないソフトウェア侵害の警察捜査に資金を提供するよりも、もがき苦しむソフトウェア権利者を支援するほうが有益である。

(2011 年 5 月 17 日、バンコクポスト)

～タイ NIA が米に付加価値を与えるイノベーションを推進～

National Innovation Agency (NIA) では数年来、イノベーションと技術を利用して米をより高価値のある商品として販売するための開発することを促進してきた。この目的はトン単位などの大規模なものではなく、グラム単位の小規模な販売を奨励することである。タイ昨年の米の輸出量は 900 万トンと世界一位であるが、ベトナム、米国及びパキスタンなどとの競争は激しくなっている。輸出者の中にはビタミンを加えて米の栄養価を高めようと試みた者もいるが、数多くのイノベーションが米から作られる新製品をもたらした。NIA の研究では、タイのイノベティブ米ビジネスには世界市場で高い潜在的可能性があることがわかっている。米から見つかったこれらの物質は化粧品、フードサプリメント及び医薬品の材料として使用される。

(2011 年 5 月 17 日、バンコクポスト)

～知的財産局が新版著作権侵害事件遂行代理人情報通達に関する告示を発表～

知的財産局長は 2005 年著作権侵害事件遂行受任代理人情報通達に関する告示を破棄し、2011 年著作権侵害事件遂行代理人情報通達に関する告示を発表した。この告示は 2011 年 5 月 18 日から効力を発する。これは事件遂行に便宜を供与し著作権侵害事件遂行代理人のレベルを向上

させることを目的とし、代理人証を悪用して和解金や示談金を脅し取ろうとする一部の悪意をもった代理人の問題を防止することを目指したものである。新版の主な改正点は以下の通り。

代理人証の効力を著作権侵害事件遂行代理人に限定する。

代理人の最終学歴を高等職業訓練学校又はそれと同等以上とし、知的財産局が実施する知的財産分野の研修及び知識認定又は知識試験等に合格していることとする。

代理人は知的財産侵害やその他の刑事事件で裁判所から最終判決を受けていないこととする。

代理人証のフォームを改正し受任範囲の詳細を明確に記載するし、政府職員であると欺くことができないようにする。

著作権侵害事件遂行代理人証の取り消し及び一時停止の基準を設ける。これには誤った目的での使用、悪用又は著作権侵害により刑事事件で提訴されることを含む。

旧版に基づき発行され有効期限内にある代理人証は 2011 年 6 月 30 日まで使用可能とする。

知的財産局では本件に関する研修を 2011 年 5 月 27 日に開催する。申し込み及び問い合わせは TEL:02-547-4633、FAX:02-547-4631 まで。新版は www.ipthailand.go.th よりダウンロード可能。

(2011 年 5 月 20 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局らが世界市場をターゲットとするタイシルクのコンクールを開催～

2011 年 5 月 18 日、バンコクラーチャプラソンのセントラルワールドで世界に対抗するタイシルクのイメージ構築プロジェクトの式典が行われ、パッチマー タナサンティ知的財産局長が開会の式辞を述べた。今回の式典は知的財産局と The Queen Sirikit Department of Sericulture の共催で、秀逸なマットミータイシルクの選抜コンクールの結果発表と現代的タイシルク模様デザインコンクールの最終審査結果の発表が行われた。(2011 年 5 月 23 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局が全国クリエイティブエコノミーセミナー及びワークショップ事業の一環としてソンクラ県でセミナーを開催～

2011 年 5 月 10 日から 11 日までソンクラ県アンパームーアンのビーピーサミラービーチリゾートホテルにおいて、2012 年度タイ強化事業計画における全国クリエイティブエコノミーセミナー及びワークショップ事業が開催された。セミナー開催は今回で 8 回目となる。

(2011 年 5 月 23 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～中国が 7 年連続して米国スペシャル 301 条の優先監視国に指定～

米国通商代表部は今年度中国をスペシャル 301 条の優先監視国に指定したが、中国はこれで 7 年連続優先監視国に指定されている。米国の The International Intellectual Property Alliance では、米国企業の世界での知的財産権侵害による損失額は 2009 年度 150 億ドルと推測しており、このうち 140 億ドルがソフトウェア侵害によるもので、このうち中国での損失が 35 億ドルと見ている。米国通商代表部は、中国市場に参画するため米国企業に価値ある技術の移転を求める中国「原産のイノベーション」政策など、数多くの懸案事項を示している。報告書では、中国ではオンライン著作権侵害について「前進の初期的症状」は見られるが、更なる取り組みが必要であり、中国ではインターネットユーザーは推定 4 億 5,700 万人で、音楽ダウンロードの 99% が違法であると報告している。(2011 年 5 月 4 日、バンコクポスト)